

智 第 4 7 8 8 号
令 和 7 年 2 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金兒 英夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	段地区 (段集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、農業者の平均年齢は75.0歳であり、町平均の70.1歳と比べて高くなっている。多くが自家消費のみの経営であり、地域内の戸数・人口自体が少ないため、農業の担い手となりうる者もなく、ほとんどの農業者で後継者のめどが立っていない。
また、草刈りなどの維持管理の負担が大きくなっている。十分な管理ができない農地も出てきている。
獣害による被害も大きく、設置した電柵の効果は見えているものの、対策は課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

個々が元気なうちは、現状を維持して農地を守る。
将来に対する不安が大きく、展望が全く描けないため、将来のあり方を検討するための地域内での話し合いを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字智頭(段集落)地内で、小規模な畠を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内での話し合いを継続し、検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

状況にあわせて検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内での話し合いを継続し、検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

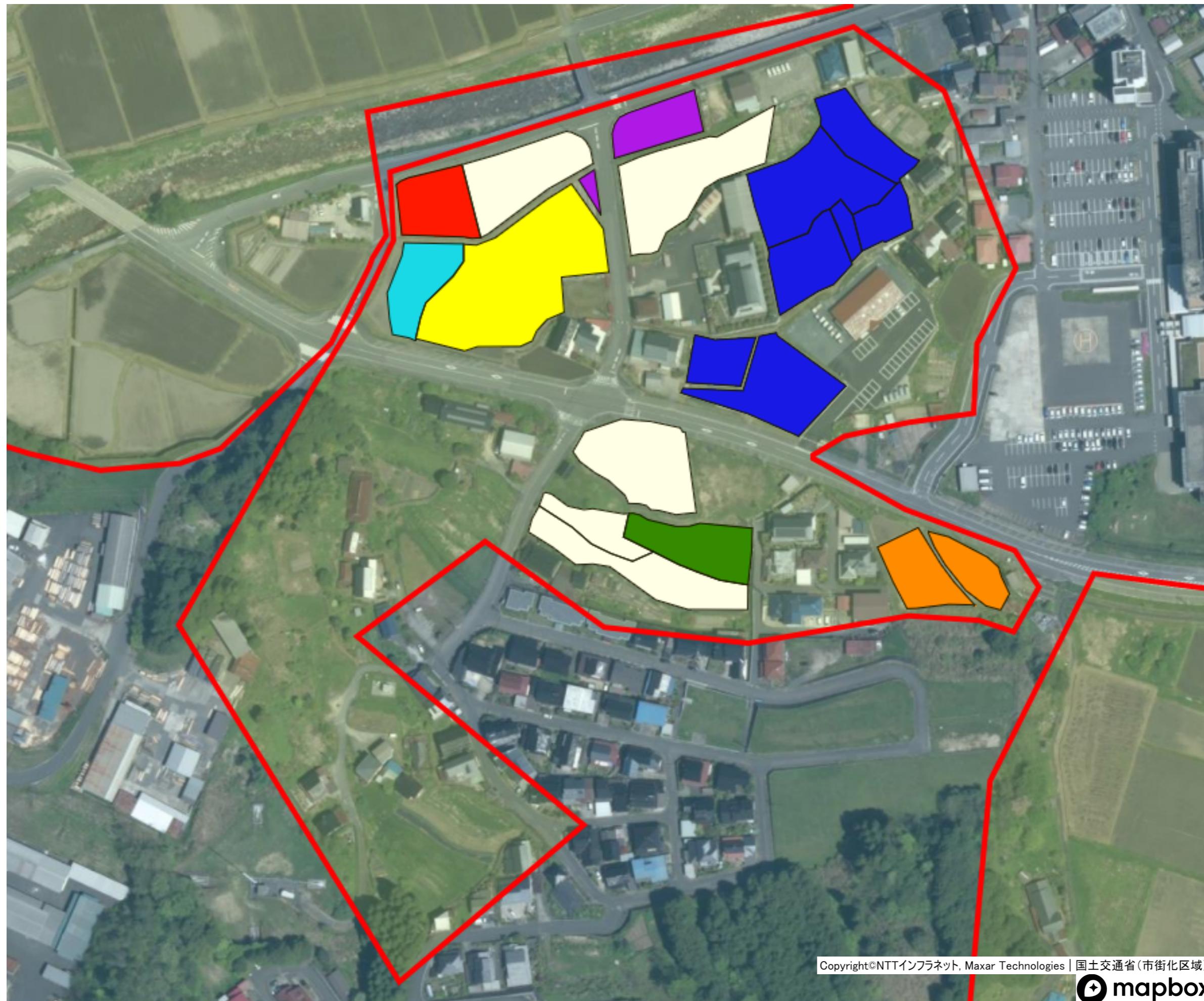
活用できる事業者があれば、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

段地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- 検討中農地